

熊谷市建設工事設計変更ガイドライン（概要版）

設計変更ガイドラインとは？

- ・設計変更の**対象事項**や**必要な手続き**が書かれています。
 - ・発注者及び受注者の**注意すべき点**がまとめられています。
- 施工前に、必ずガイドラインをお読みください。**

受注者の注意すべき点は？

- ・施工前に、設計図書の**照査**を必ず行ってください。
- ・**協議、承諾は必ず書面**で行ってください。
- ・**監督日誌等により承諾を得ずに行った場合は契約変更の対象とならない場合があります。**

所定の手続きを経た設計変更は、契約変更で対応が可能です。

設計変更の対象となるケースは？

- ・図面と仕様書が一致しないとき
- ・仕様書、図面や数量計算書に間違いや、抜けている部分があるとき
- ・仕様書、図面等の表示が明確でないとき
- ・設計図書で示された施工条件と実際の工事現場が一致しないとき
- ・予期することのできない特別な事情が生じたとき
- ・発注者から設計図書の変更を指示されたとき
- ・天候不良等により受注者から工期の延長を申請するとき
- ・発注者から工期の短縮を要請されたとき
- ・受注者の責任によらない理由により工事を一時中止するとき

受注者の責任でなく変更が必要な場合は、契約変更で対応が可能です。

施工条件はどこに書かれているの？

- ・施工条件については現場説明書や特記仕様書等で明示を行います。
- ・実際の現場と施工条件が異なる場合は、設計変更の対象となります。

具体的にはどういう場合が設計変更になるの？

- ・設計変更の事例を土木工事、建築工事、設備工事ごとにまとめてありますので、**設計変更事例集**をご覧ください。

その他

- ・詳細については、**熊谷市建設工事設計変更ガイドライン**をご覧ください。
- ・ご不明な点は、工事主管課または下記までお問合せください。

熊谷市総務部契約課契約検査係
048-524-1111（内線511）